

障がい者福祉施設 「もりの風」 オープンから 1年



障がい者福祉施設「もりの風」がオープンしてから5月22日で1年を迎えました。

「もりの風」は、障がいのある方が訓子府町で安心して暮らすことができる施設として運営され、デイサービス事業やグループホーム事業を展開しています。

今後は地域との交流などを通じて、より地域に密着した施設として活動していく予定です。

施設の概要

- 運営主体 特定非営利活動法人シトレイン
- 所在地 訓子府町若葉町75番地1
- 施設
 - ・デイサービス施設 ポプラ 373.47㎡
 - ・グループホーム施設 かえで 348.24㎡ (居室数10室)
 - しらかば 342.63㎡ (居室数10室)
- 定員 デイサービス事業 18人
グループホーム事業(ショートステイ含む) 20人
- 職員数 13人

主な事業

■デイサービス事業■

主に昼間において、食事や入浴などの支援、生活に関する相談支援、創作的活動の提供など、障がいのある方の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的に支援を行っています。

最大18人の利用が可能で、現在9人が利用しており、割り箸の袋詰め作業をはじめ、映画鑑賞やカラオケなど、趣味やグループでの活動ができる場を提供しています。



割り箸の袋詰め作業

■グループホーム事業■

主に朝・夜間・休日において、食事や入浴などの支援、調理・洗濯・掃除などの日常生活の支援、生活に関する相談支援を行っており、共同し自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援しています。

また、自宅で介護を行っている方が、病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方を短期間受け入れるショートステイ事業も行っています。

ショートステイを含め最大20人受け入れ可能で、現在7人が利用しています。



居室(上)と食堂(右)

全国小さくても輝く自治体フォーラム

7月13日・14日に訓子府町で開催

全国の小規模町村長らが集う「第23回全国小さくても輝く自治体フォーラム」が、7月13日(金)・14日(土)に訓子府町で開催されます。主催は全国小さくても輝く自治体フォーラムの会(会長・前田穰宮崎県綾町長)、共催は訓子府現地実行委員会(会長・菊池一春町長)です。鳥取県岩美町でのフォーラム



平成29年度

同フォーラムは、自律(立)をめざす小規模自治体の維持と発展を図ることを目的とした交流の場です。フォーラムの会には、全国の小規模自治体や町村会、研究者などの団体、個人が加盟、毎年全国各地でフォーラムを開催し、小さな自治体が抱える課題などを共有しながら、地域の活性化策などを探っています。

今回は「小さいからこそできる創造的地域づくりを学び、交流しよう」をテーマに人口減少に負けない創造的地域づくりに向けたフォーラムとなります。

詳細のスケジュールなどは、7月号広報でお知らせしますが、1日目の7月13日は劇作家・演出家、平田オリザ氏の記念講演、翌14日は分科会、3人の町長によるリレートークが行われます。平田氏の記念講演、分科会は、一般公開する予定です。

町では現地実行委員会を組織し、開催・受け入れ準備を進めています。

■問合せ 総務課庶務係 (☎47-2112 役場2階 窓口10番)

国民健康保険税改正のお知らせ

地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額および軽減範囲を次のとおり改正しました。

○賦課限度額の改正

基礎分の賦課限度額の上限を引き上げました。なお、後期高齢者支援金分と介護納付金分の賦課限度額は据え置きです。

区分	平成29年度まで	平成30年度から
基礎分保険税 対象：75歳未満の方全員	540,000円	580,000円

○軽減の拡充

低所得者に対する保険税軽減措置のうち、均等割・平等割の5割・2割軽減を拡充しました。

平成29年度まで		平成30年度から	
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
7割軽減	所得額合計が33万円以下	7割軽減	所得額合計が33万円以下【改定なし】
5割軽減	所得額合計が、33万円+27万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)	5割軽減	所得額合計が、33万円+27万5,000円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)
2割軽減	所得額合計が、33万円+49万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)	2割軽減	所得額合計が、33万円+50万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険税の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一世帯に所属する方。(世帯主の異動があった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合は、特定同一世帯所属者ではありません)

○国民健康保険税の減免

災害などで生活が著しく困難になった方、その他特別な事由がある方が、国民健康保険税を納めることが難しくなった場合、国民健康保険税の減免を受けられる制度があります。なお、減免を受けようとする方は申請が必要となります。

■問合せ 町民課町民税係 (☎47-2193 役場1階 窓口1番)

